

本当にあった相続事例⑤生命保険金の受取人の死亡

親子が同時に死亡

今回は、知り合いの保険代理店の方から聞いた事例です。父(70歳)と母(68歳)、長男(40歳)、次男(35歳)がおり、長男にも妻(36歳)と子供2人の家族がいました。

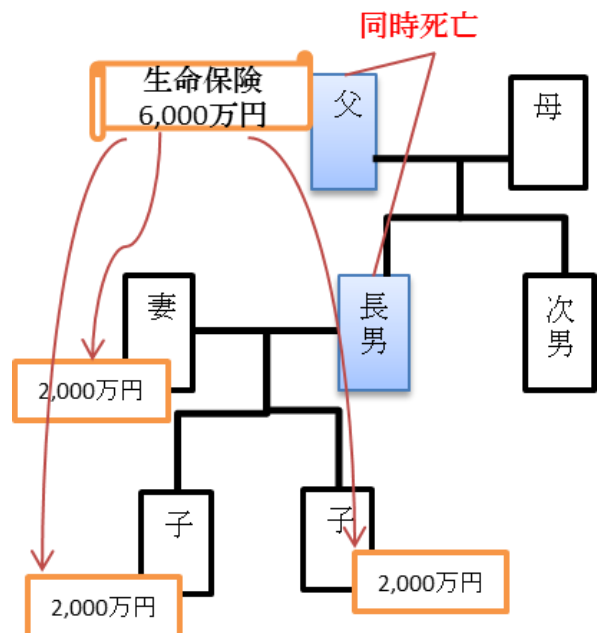
父は、自分を契約者・被保険者とし、長男を死亡保険金受取人とした6,000万円の生命保険に加入していました。ところが、父が同乗して長男が運転していた車が、大型トラックと衝突事故を起こしました。この自動車事故により、父と長男が同時に死亡してしまいました。

この場合、だれが生命保険金の受取人となり、生命保険金の非課税金額である法定相続人1人につき500万円の適用はどうなるのでしょうか。

父の生命保険金の受取人は

まず民法の規定を見てみましょう。子が親と同時に死亡した場合は、子は親の財産を相続できません。民法32条の2(同時死亡の推定)では、複数の者が死亡した場合において、そのうち1人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定します。しかし、子の子(孫)には代襲相続の規定(民法887条)がありますから、長男の子供2人は相続人となりますが、長男の妻は相続人にはなりません。

生命保険契約では、保険事故発生前に指定受取人が死亡した時には契約者は受取人を再指定できますが、再指定をしないで死亡した場合には、指定受取人であった者の相続人がその生命保険金の受取人となります(平21・6・2最高裁判決)。この場合、指定受取人であった長男が死亡したのですから、約款において特段の規定がなければ、その相続人である長男の妻及び長男の子2人がそれぞれ2,000万円ずつ均等に生命保険金を受け取ることになります。保険約款で法定相続分と決められている場合は、それぞれ長男の妻3,000万円、子2人に1,500万円ずつとなります。



生命保険金の非課税金額の適用は

また、相続税法第12条の保険金の非課税金額の規定の適用があるのは、契約者および被保険者である父(被相続人)の相続人の取得した生命保険金に限られています。長男の子供2人(代襲相続人)については、相続税法第12条の規定の適用がありますが、長男の妻の受け取った生命保険金に非課税金額が適用されません。したがって、長男の妻が受け取った2,000万円は、全額が相続税の課税価格に算入されることとなります。

父の法定相続人としては、母と次男、長男の子供2人の4人となりますから、生命保険金の非課税限度額は、500万円×4人=2,000万円となります。受取人である子供2人(相続人以外の者を除く)が受け取った生命保険金の合計額は4,000万円ですから、それぞれの非課税金額は2,000万円×(2,000万円/4,000万円)=1,000万円となり、課税価格は、2,000万円-1,000万円=1,000万円となります。